令和２年度広島県教員等資質向上指標（指導教諭）【暫定版】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分※ | |  |
| 授業 | 計画 | ・当該学校において育成すべき資質・能力を適切に設定できるよう，関係教職員への指導助言を行うことができる。 ・当該学校の幼児児童生徒の的確な実態把握に基づき，カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた指導計画となるよう，関係教職員への指導助言を行うことができる。 ・当該学校の年間指導計画等の改善に向けて，管理職に対して具体的な提言を行うことができる。 |
| 指導 | ・高い専門性に裏付けられた実践的指導力に基づき，主体的な学びを実現する授業を実践するとともに，授業公開や示範授業等を積極的に行うことができる。 ・当該学校及び近隣校の授業力向上に向け，授業観察等を通して，より良い指導方法となるよう指導助言を行うことができる。 |
| 評価 | ・様々な評価方法を活用して幼児児童生徒の学習状況を的確に評価できるよう，関係教職員への指導助言を行うことができる。 ・当該学校及び近隣校の授業研究等において，組織全体の授業力向上につながる視点から指導助言を行うことができる。 |
| 生徒指導 | 生徒指導 | ・学校教育全般を見通す視野や見識を持ち，管理職と関係教職員との連携を図ることができる。 ・生徒指導上の課題について，適切な実態把握を行い，方針を明確にした取組を進めることができる。 ・関係教職員及び相談機関等との連携を通して，教育相談体制の充実を進めることができる。 ・生徒指導の充実及び改善に必要な事項について，優れた実践的指導力と専門的知識に基づき，指導助言を行うことができる。 |
| 学級経営 | ・専門的知識を生かし，多様な場面において，幼児児童生徒を指導することができる。 ・学級経営において，学校全体の高揚を視点に取り組むことができる。 ・当該学校における学級経営について，学校全体を俯瞰する視点から適切に指導助言を行い，管理職に対して具体的な提言を行うことができる。 |
| 特別な支援 | ・学校内の協力体制を構築するとともに，保護者や学校間，関係機関との連携協力体制の整備を推進することができる。 ・特別支援教育に関係する法令，教育課程及び指導方法についての豊かな知識を基に，関係教職員に指導助言を行うことができる。 |
| キャリア教育・  進路指導 | ・当該学校のキャリア教育・進路指導の成果と課題を的確に把握することができる。 ・当該学校の状況を踏まえ，キャリア教育・進路指導に係る研修を企画・運営することができる。 ・関係教職員に全ての学年の状況を踏まえた指導助言を行うことができる。 |
| 組織マネジメント | 組織・環境づくり | ・学校経営に必要な事項について研究を行い，当該学校の状況を踏まえ，より良い取組を提案することができる。  ・学校経営上の諸課題を把握し，改善策を管理職に提言することができる。  ・教職員が持っている力を引き出すことができる。  ・自由闊達な雰囲気づくりを行うことができる。  ・意見が対立する場合においても，関係教職員にきちんとした説明をするなど，具体的な方策により指導助言を行うことができる。 |
| 保護者・地域・  関係機関等との協働 | ・保護者，地域，関係機関との連携の在り方について研究を行い，当該学校の状況を踏まえ，より良い取組を提案することができる。 ・保護者，地域，関係機関との連携について，関係教職員への指導助言を行うことができる。 ・保護者，地域，関係機関との連携について，管理職に対して具体的な提言を行うことができる。 |
| 危機管理 | ・法令等や危機管理に関わることについて研究を行い，関係教職員に情報提供することができる。 ・法令等や危機管理に関わることについて，研修を企画・立案することができる。 |

※　各区分は，相互に結び付いている。